

委員の皆様からのご意見・ご質問について（回答書）

先日の、第5回岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会を受けまして、委員の皆様から頂きましたご意見・ご質問及びそれに対する事務局の回答は下記のとおりです。

【前回会議のご意見・ご質問】

（1）東葛城小学校の現状についてお教えいただきたい。

（回答）

今年度から東葛城小学校は市内全域から就学可能な「小規模特認校」に移行し、豊かな自然の中で少人数という特徴を生かした教育に取り組んでいます。

今年度は、全校生徒52名中2名が「小規模特認校」制度を利用して通学している児童です。

来年度の児童募集についても、広報誌やホームページを活用し、引き続き「小規模特認校」制度の周知を図っていきたいと考えています。

（2）公立幼稚園の施設形態や園長の配置についてお教えいただきたい。

（回答）

別紙一覧表参照。

（3）

適正規模は少子化になり、学校の統廃合をせざるを得ないということではなく、子どもたちに新しく求められている学力観や様々な能力を育むためのチャンスとして捉えるという考えが望ましい。また、岸和田市の教育大綱に基づく、具体的なプログラムの実現にむけた取り組みとセットで今回の適正配置の具体的方策の検討を行う方が、子どもたちのより良い教育環境という視点において望ましいと考えるため、今後の教育の中身といったソフトの問題と学校のあり方といったハードの問題の解消を共に図ることも必要ではないか。

（回答）

頂いたご意見を参考に「7.今後の教育のあり方を踏まえた教育環境の整備について」の項目を新たに作成しました。資料③をご確認ください。

【久保会長からのご意見・ご質問】

(1)

第5回審議会で述べましたように、「小中学校の適正規模の考え方」は、あくまでも義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準）を中心とする現行の法令や制度の前提、枠内での様々な制約の下での適正規模の考え方であることを、本審議会の答申の大前提として明記したいということを改めて強調したいと考えています。

(回答)

議論の前提となる内容ですので、答申の「はじめに」の項目で明記していただきたいと思います。

(2)

これも第5回審議会で述べましたように、「適正規模・適正配置」に向けての具体的検討を進めるにあたっては、保護者や地域住民のみならず、当事者である児童・生徒の意見を十分に聴く機会を確保することを重視していただきたいと思います。これは、児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の第12条「意見表明権」に基づくものであるとともに、岸和田市の将来を担う市民を育てる観点からも、重視していただきたいと思います。さらに、これは第5回審議会では述べなかったことですが、以前から、教育活動の最先端で奮闘していただいている教員・職員の意見を尊重することは私自身表明してきたことです。具体的に検討していく場合にも教職員の意見を十分に聴く機会を設けていただきたいと思います。保護者、地域住民、児童生徒、教職員と教育行政担当者などが時間をかけて合意形成を図ることを大事にいただきたいと思います。心から願います。

(回答)

答申のまとめの部分の内容になるかと思います。「おわりに」の項目などで明記していただきたいと思います。

第5回審議会資料④の「1. 適正配置の具体的方策」について

(3)

まず、この項目において、どこまで具体的に書く必要があるのか、具体的に書くことが適切なのか、ということを経第5回審議会後、考えるようになりました。パターンを示すことは、読み手にはわかりやすく親切であるが、実際には、パターンでは示しきれない多様な形態での「適正化」が行われるのではないかと考える。かならずしも、本審議会で「適正規模の考え方について」で挙げた考え方はいかないまでも、地域の実態に即して現状よりは教育環境を改善できると考えられるやりかたとも出てくるのではないだろうか。たとえば、委員から意見が出ていたような特認制度の導入もありえるだろう。また、資料④の2頁に示されている「施設一体型小中一貫校」の場合にも、一小学校と一中学校を母体に形成することもあり得るように思います。そのようなことから、パターンを示さないか、あるいは、示すのであれば、これら以外に多様な形態があり得ることを明記することが必要ではないでしょうか。

(回答)

適正配置の具体的方策とは、適正な学校規模を満たすための手法であると捉えています。ですので、小規模の小学校1校と小規模の中学校1校を統合し小中一貫校を整備しても、クラス替えができない課題や教科別教員配置数の課題の解消に至らない為、一小学校と一中学校のみを小中一貫校として統合する手法は適正配置の具体的方策としては適当ではないと考えます。

また、適正化の手法を検討する際はもちろん保護者や地域住民とともに議論を進めていくため、話し合いの中で今回の答申で示す方策以外の案が出てくることも考えられます。前回の会議の中で委員からもご意見がありました、小規模特認校制度については、地域との話し合いの中で小規模であっても地域が学校を残すという選択をした場合にとられる方策であると考えます。事務局としては、まずは子どもたちにとって望ましい学校規模を確保していくための具体的な方策はという視点で考えた例をお示しし、示しきれない多様な形態については、地域との議論の中で状況に応じて対応していきたいと考えます。つきましては、前回配布しました、適正配置の具体的方策の資料を一部修正させていただきました。

(4)

(2) の「施設一体型小中一貫校」については、「利点」のみで「課題」が記述されていません。「施設一体型小中一貫校」についても、第5回審議会でも指摘されていた「40分と50分」、「小1と中3という発達段階の大きな差異からくる問題」、「小学校5年生、6年生のリーダー性形成」、「中1ギャップ解消?による不登校発生の遅延と深刻化」など様々な課題がありますので、それらも挙げていただきたい。小中一貫校を考える場合には、前記の諸課題の克服策と共に、教職員、教育委員会事務局に教育課程の専門研究者をくわえた丁寧な研究(真に一貫した教育課程を作るには、かなり時間がかかると思います)による9年間の教育計画策定が必要であると思います。

(回答)

前回会議の中でも、委員から小中一貫校については、教育内容に深く関わることなので本審議会には少し立ち入りすぎではないかといったご意見もありました。そのようなご意見や今回のご指摘も踏まえて、本審議会においては教育上の諸課題の議論を切り離し、諮問事項にあります適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策のパターンの1つという趣旨において「施設一体型小中一貫校」をお示し頂きたいと考えます。小中一貫校については、学びの連続性という部分において大きな利点があるという考えのもと、現在教育委員会内で議論を進めていますが、ご指摘いただきました諸課題の対応についても十分検討していきたいと考えます。つきましては、前回配布しました、適正配置の具体的方策の資料を一部修正させていただきました。

(5)

「3. 適正化を図る際の留意点」の(2)に記載されている「通学距離・時間の配慮」については、第5回審議会でも質問と共に意見を述べました。通学距離・時間の限度をどう考えるのか、ということで、これは次回審議会でも検討していただくことにしています。ただ、第5回審議会後、あれこれ考えておりますと、本審議会は「規模」だけではなく「配置」の適正化も審議する会ですので、そうすると、「通学距離・時間」は、これよりも前段で(第5回の資料で言うならば、④の末尾において?)明らかにしておく必要があるのではないかと思うようになりましたが、この点はいかがでしょうか。

(回答)

前回の会議で事務局からご説明させていただいたとおり、現在市として適切な通学距離・時間の客観的な基準については持ち合わせておりませんが、遠距離となる地域についてはバス費用の補助を行っています。また学校の判断で、通学路の安全に配慮し自転車通学を認めている場合もあります。今後、適正化の検討を進める際はもちろん子どもたちの身

体的な負担が過度とならないよう通学距離・時間に配慮する必要があると考えますが、各地域の地理的条件によりその状況が変わってくる可能性も考えられます。よって、客観的な基準については特段設けず、通学区の変更や統合により、通学距離・時間が長くなる場合は、保護者、地域住民と十分な協議を行ったうえで、通学区の変更や統合が可能なのかを検討し、またそれに加えて各地域の状況に応じ、自転車通学やスクールバスの要否について決定していきたいと考えます。

(別紙)市立幼稚園の施設形態と小学校との関係

形態	園名	小学校長との兼任	教育方針
施設一体型	天神山	兼任園長	施設形態に関わらず、本市の全ての公立幼稚園は小学校教育との滑らかな接続ができるよう、教師間でもお互いの教育内容を理解し、また子どもたちの交流も盛んに行うといった幼小連携の取り組みを行っています。
施設併設型	浜	兼任園長	
	朝陽	兼任園長	
	旭	兼任園長	
	太田	兼任園長	
	修斉	兼任園長	
	東葛城	兼任園長	
	春木	兼任園長	
	大芝	兼任園長	
	大宮	兼任園長	
	新条	兼任園長	
	八木北	兼任園長	
	八木	兼任園長	
	八木南	兼任園長	
	光明	兼任園長	
	常盤	兼任園長	
	山直北	兼任園長	
	城東	兼任園長	
	山直南	兼任園長	
	山滝	兼任園長	
施設分離型	岸城	専任園長	
	東光	専任園長	
	城北	専任園長	